



もうすぐできるよ！みんなの庁舎

第1回 誰もが使いやすい庁舎に

市民の皆さんの安全安心を支える拠点、市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点として整備を進めている新庁舎は、いよいよ今年度末（令和6年3月末）に完成予定です。

新庁舎は6階建てで、本庁舎・市民総合センターの行政機能のほか、水道事業所や保健センターも集約されます。津波の一時避難場所になるほか、市民の皆さんの交流の場としてカフェコーナーやコミュニティスペースを設置するなど、誰もが使いやすく安心して利用できる庁舎となります。

現在の工事の状況は、5階躯体工事(型枠・

鉄筋・コンクリート)と併せて、書庫棟及び1階から順に仕上工事が進んでいます。

進捗状況は、ホームページに掲載している「庁舎新築工事かわら版」をご覧ください。

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi>



新庁舎完成まであと11か月(5月1日現在)

自然観察教室を開催します

【春の生き物を観察しよう】

開催 5月14日(日) 9時30分～15時

場竜神山

集まるさと自然公園センター(9時30分までに集合)

参加費 水筒・筆記用具・採集用具(植物・昆虫)・ビニール袋・帽子・手袋

【初夏の海辺を楽しもう】

開催 6月4日(日) 9時30分～12時

場天神崎

集まる山の見える駐車場(天神崎の先端、9時20分までに集合)

参加費 筆記用具・採集用具・ビニール袋・海水に濡れても良い服装・帽子・手袋・長靴

【共通事項】

講師 ふるさと自然公園センター専門員ほか

対象 小学生以上の方(小学生は保護者同伴)

申込 前日までに、はがき又は電話・FAX・メールで参加者の住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。

集まるさと自然公園センター

〒646-0051

稲成町1629

☎ 0739 (25) 7252
✉ hikiwa@mb.aikis.or.jp

里親巡回パネル展と相談会を開催します

県内には、様々な事情で家族と離れて暮らす約400人の子どもたちがいます。そうした子どもたちを自分の家族に迎え、共に過ごす制度が里親です。里親制度の概要や里親になるまでの流れなどをパネルで紹介いたします。

また、里親相談会も開催しますので、お気軽にお越しください。

■ 展示期間

5月12日(金)～6月5日(日)

■ 相談日時

5月22日(日) 13時～15時

5月29日(日) 10時～12時

場本宮行政局

集まる里親支援センターほっと

☎ 0739 (34) 2735



地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

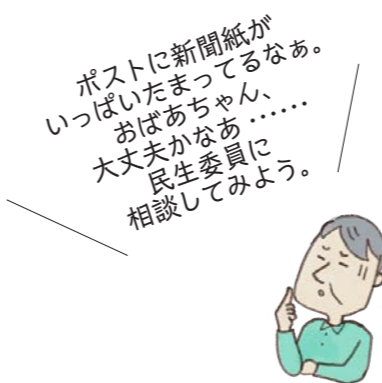
地域ごとに民生委員・児童委員がいるのはご存じですか。民生委員は厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、全ての民生委員は児童委員を兼ねています。

介護や子育てなどの日常生活に関する悩みごとや、ご近所で気になることがあるときは、地域の身近な相談相手となります。また、必要な方には行政や専門機関につき、支援します。

相談した方の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

集まる福祉課 庶務係(市民総合センター2階)

☎ 0739 (26) 4900



田辺市民総合センター整備方針検討委員会委員を募集します

田辺市民総合センターの行政機能が新庁舎に移転した後の活用方法について検討していただく委員を募集します。

【次の要件を全て満たす方】

◇ 令和5年4月1日現在18歳以上の方で、市内在住の方

◇ 任期中6回程度、主に平日の昼間に開催される会議に出席できる方

◇ 国又は地方公共団体の議員又は職員でない方

◎ 若干名

■ 任期 令和5年6月～令和6年3月頃(予定)

【5月22日(日)「必着」までに、「将来の田辺市民総合センターについて」をテーマにしたA4サイズ2枚程度の提案書(形式自由)に、略歴(氏名・年齢・住所・電話番号・職業)を添えて、左記へ持参又は郵送、FAX、メールしていただくか、ホームページからお申し込みください。

集まる市民総合センター整備室(市民総合センター2階)

〒646-0028

高雄一丁目23-1

☎ 0739 (33) 9024

5月の納税等

■ 市県民税 給与特別徴収…4月徴収分

■ 軽自動車税 種別割…全期分

※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口 令和5年3月末現在

人口	男 32,491人 (-159)
	女 36,665人 (-141)
	計 69,156人 (-300)
世帯数	34,896世帯 (+18)
	※ () 内は前月比
3月の出生	男 11人 女 20人

地域の保健福祉を推進する事業を補助します

市民団体や市内の民間企業が高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的的事业に対して補助をします。

【事業の実施に要する費用】

※施設建設等に要する費用は除く。

※国、県、市の他の補助金の対象となる事業は除く。

■ 補助金額 (1事業当たり)

◇ 市民団体 上限100万円

◇ 市内の民間企業 上限50万円

■ 交付期間 3年を限度とします。

【5月31日(水)までに、申込書に事業計画書、活動実績書を添えて左記へ提出してください。申込書等は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

集まる福祉課 庶務係(市民総合センター2階)

☎ 0739 (26) 4900

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/tikihokenfukusi.html>

やさしさひろがる 人権の①

第7回 子どもの幸せを願って



1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」には、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利といった、子どもの基本的人権を保障するための大切な権利が示されています。

しかし、近年インターネット等の急速な普及や、子どもを取り巻く環境の変化から、いじめや体罰、不登校、児童虐待など、子どもの人権が十分に守られていない状況があり、深刻な社会問題となっています。中でも、児童虐待は身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（養育放棄）と大きく4種類に分かれており、県内でも相談

件数が増加しています。

例えば、子どもを無視したり、自尊心を傷つける言葉を繰り返すなど、行き過ぎたしつけは心理的虐待となります。

しつけや指導はとても大切なことですが、子ども一人ひとりにそれぞれ人格があり、個性を持った存在であることを忘れてはなりません。子どもは社会の宝であり、未来を担うかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが、個性や能力に応じてその人らしく健やかに育っていけるよう、社会全体で守っていききたいものです。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を募集します

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会では、世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、地域の自主的な活動を支援します。

田辺市及びみなべ町に活動拠点のある団体が行う、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動

■事業実施期間 補助金交付決定日（令和6年2月29日）～令和6年5月8日（19日）17時（必着）までに、梅振興室（本庁舎別館2階）へ申請してください。申請書類は、梅振興室で配布するほか、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトから取得できます。

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会事務局（みなべ町うめ課内）
☎0739（33）9310
□ <https://www.giahs-minabetanabe.jp/>

おたふくかぜワクチン接種費用を助成します

1人につき1回まで助成します。（自己負担金2000円が必要）
田辺市に住民票がある1歳～6歳の就学前の方で、おたふくかぜに罹患したことがない方
※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も対象です。

田辺市に住民票がある1歳～6歳の就学前の方で、おたふくかぜに罹患したことがない方
※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も対象です。

田辺市に住民票がある1歳～6歳の就学前の方で、おたふくかぜに罹患したことがない方
※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も対象です。

带状疱疹予防接種費用を助成します

1人につき1回まで助成します。
田辺市に住民票がある令和6年4月1日時点で65歳～70歳の方

■助成金額 上限4000円
■本人確認書類・印鑑・領収書・本人の振込先口座番号が確認できるものを持参し、下記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ申請してください。
※ワクチンは2種類あります。接

種するワクチンの種類や接種費用については、接種する医療機関又は医師にご確認ください。

田辺市に住民票がある1歳～6歳の就学前の方で、おたふくかぜに罹患したことがない方
※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も対象です。

肺炎球菌感染症予防接種費用を助成します

対象の方には、5月下旬に依頼券と予診票を送付します。

田辺市に住民票がある、令和6年4月1日時点で65歳～70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方

田辺市に住民票がある、令和6年4月1日時点で60歳～64歳の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（身体障害者手帳1級）のある方
※過去に当該ワクチンを接種済みの方は対象になりません。

■助成期間 令和6年3月31日まで
■健康増進課 健康管理係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4901
◇各行政局 住民福祉課
◇19ページ参照

「令和5年度田辺市検診事業のお知らせ」は届いていますか

特定健診の対象の方には、4月下旬に受診券を送付しています。

田辺市国保被保険者で、令和6年3月31日時点で40歳～74歳の方、令和5年6月1日以降に75歳になられる方

健康チェック補助金 令和6年3月31日時点で16歳～74歳の田辺市国保被保険者
田辺市国保被保険者
田辺市国保被保険者（本庁舎2階）
☎0739（26）9924

後期高齢者医療制度の健康診査を受けましょう

対象の方には、5月下旬に受診券を送付します。

後期高齢者医療の被保険者

後期高齢者医療の被保険者で、令和5年3月31日時点で75歳、80歳、85歳の方又は90歳以上の方

■受診期間 6月1日～令和6年2月29日
田辺市国保後期高齢者医療広域連合
☎073（428）6688

高齢者健康チェック補助制度をご利用ください

健康管理をお手伝いするため、人間ドック等の受診費用を補助します。

後期高齢者医療の被保険者
田辺市国保被保険者
田辺市国保被保険者（本庁舎2階）
☎0739（26）9926

検査名	費用	自己負担額	補助上限額
人間ドック	37,700円	5,650円	32,050円
脳ドック	32,400円	4,860円	27,540円
人間ドック（脳検査付）	60,700円	9,100円	51,600円

※同一年度にいずれか一つの補助となります。
※上記の、後期高齢者医療制度の健康診査との重複受診はできません。

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告募集中！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。

☎0739-26-9963 <https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html>

有料広告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

住宅耐震診断費用等の補助をします

【耐震診断・耐震改修工事等】

① 次の要件を満たす住宅にお住まいの方

◇平成12年5月31日以前に着工（非木造住宅の場合は昭和56年5月31日以前に着工）

◇2階建て以下

◇延べ面積200㎡（約60坪）以下

◇専用住宅・併用住宅

◇【**がけ地接近等危険住宅移転事業**】

② 金融機関から借入れ、土砂災害特別警戒区域等に建つ自己所有の既存住宅を解体し、市内の安全な土地に住宅を建築（購入）する方
※借入金の利子相当額（年利率上限8.5%）を補助します。

【共通事項】

③ 改修着手前に、申込書を下記へ持参してください。住宅診断はホームページからお申込みできます。申込書は、下記又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■注意事項

◇現地建替えの場合、適合要件があるため、事前に相談してください。
◇令和6年3月1日（金）までに事業

被害者支援無料相談を実施します

犯罪や交通事故、DVなどの被害者や家族等からの相談をお受けします。弁護士、臨床心理士、紀の国被害者支援センターの相談員が相談に応じます。

④ 5月27日（土）10時～16時

⑤ 場市民総合センター2階「相談室」

⑥ 電話相談（当日のみ開設）

☎0739（81）0050

⑦ 面接相談 できるだけ事前に予約してください。

⑧ 固（公社）紀の国被害者支援センター

☎073（427）1000

障害児・者の相談窓口を移転しました

市が委託している障害者相談支援事業「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」と「基幹相談支援センターにしむろ」の事務所は、市民総合センター1階に移転しました。

⑨ 西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ
☎0739（26）4923

が完了すること。
固 建築課 建築係（社会福祉センター1階）

☎0739（26）9935

□ <https://www.tanabe.lg.jp/kenchiku/2018taisinjyou.html>

■補助金額・募集件数

種類	区分	補助金額	募集件数 [先着]
耐震診断	木造	無料	150件
	非木造	上限 9万円	1件
耐震改修	木造・非木造	上限 116万6,000円	35件
耐震シェルター・耐震ベッド	木造・非木造	上限 26万6,000円	1件
がけ地移転事業	除却	上限 97万5,000円	1件
	建築（購入）	上限 421万円	

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターからのお知らせ

◇基幹相談支援センターにしむろ
☎0739（33）7492

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターは、経済産業省の委託を受けた公的な相談窓口です。円滑な事業のバトンタッチをサポートし、スムーズな承継を支援します。「後継者がいない」、「誰かに引き継いでほしい」、「子供が後を継いでくれるらしい」、「従業員に会社を任せたい」、「新分野への進出を検討したい」などのご相談があれば、お気軽にお電話ください。※相談無料。秘密は厳守します。固 和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター
☎073（499）5221



軽自動車税（種別割）の減免について

軽自動車税（種別割）には、身体障害者等に対する減免、構造を変更した車両に対する減免、公益のために直接専用する車両に対する減免、生活保護を受けている方に対する減免等があります。

⑩ 納税通知書が届いてから5月31日（※）までに、納税通知書に同封の文書を確認の上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で手続をしてください。

なお、納税通知書は5月10日（※）から順次送付します。

固 税務課庶務係（本庁舎2階）
☎0739（26）9919



国民健康保険税率が改定されました

国民健康保険（以下「国保」という。）は、自営業の方など、職場の健康保険に加入していない方などを対象とした医療保険制度です。国保制度の安定化を図るため、

都道府県単位で運営し、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を参考に左表のとおり見直しを行いました。

なお、国保の令和5年度保険料率の通知は、7月中旬頃に送付します。

固 保険課 保険税係（本庁舎2階）
☎0739（26）9965

■令和5年度国民健康保険税率

	医療保険分	後期高齢者 支援金等	介護保険分
所得割率	6.5%	2.3%	1.9%
資産割率	14.5%	3.8%	3.7%
被保険者均等割額	27,700円	9,900円	12,500円
世帯別平等割額	20,800円	7,400円	6,600円

※資産割は、県内の統一的な国保の運営方針を示した「和歌山県国民健康保険運営方針」で、令和9年度までの廃止をめざし、段階的に縮小しています。

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300（代） 0739-22-5310

■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900（代） 0739-26-4914

■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111（代） 0739-78-0116

■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500（代） 0739-64-0966

■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301（代） 0739-49-0359

■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070（代） 0735-42-0239

■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011（代） 0739-24-7910

■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218（代） 0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド
☎0120-963-910
※防災行政無線の放送内容を確認する電話案内サービスです。

■救急安心センター ☎#7119
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

固 田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
固 内科、小児科、歯科の応急診療
固 日時 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、④18時～21時30分も診療を行っています。）
☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」